

議案第四十四号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年六月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「三千六十四円」を「三千二百九十八円」に改める。

附則第六条の二第一項を削り、同条第二項中「平成十八年七月一日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附則第十一条第三項中「第三十六条の五から第三十七条まで」を「第三十六条の五、第三十七条」に改める。

附則第十三条の二第一項中「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第三号イに掲げる取引」に改める。

附則第十三条の三中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第十四条第七項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第十四条の四第三項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（保険料に係る区民税の課税の特例）

第十四条の五 所得割の納税義務者が支払つた又は控除される保険料（租税条約実施特例法第五条の二第一項に規定する保険料をいう。）については、法第三百十四条の二第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第二十四条第四項の規定は、前項の納税義務者（同条第一項又は第三項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

附 則

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十一条第三項の改正規定 平成二十年四月一日
- 二 附則第十三条の二第一項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日

第二条 この条例による改正後の杉並区特別区税条例附則第十四条の五第一項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成十九年四月一日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

（提案理由）

上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用期限を延長する等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(たばこ税の税率) 第五十一条 たばこ税の税率は、千本につき 三千二百九十八円とする。</p> <p>附 則 (たばこ税の税率の特例) 第六条の二</p>	<p>(たばこ税の税率) 第五十一条 たばこ税の税率は、千本につき 三千六十四円 とする。</p> <p>附 則 (たばこ税の税率の特例) 第六条の二 平成十八年七月一日以後に第四 十八条第一項の売渡し又は同条第二項の売 渡し若しくは消費等(次項において「売渡 し等」という。)が行われた製造たばこに 係るたばこ税の税率は、第五十一条の規定 にかかわらず、当分の間、千本につき三千 二百九十八円とする。</p> <p>2 平成十八年七月一日以後に売渡し等が行 われたたばこ事業法附則第二条の規定によ る廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年 法律第二百二十二号)第一条第一項に規定す</p>
<p>たばこ事業法附則第二条の規定によ る廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年 法律第二百二十二号)第一条第一項に規定す</p>	

る紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に
おける品目と同一である喫煙用の紙巻
たばこに係るたばこ税の税率は、第五
十一条の規定にかかわらず、当分の
間、千本につき千五百六十四円とす
る。

2| 略

(優良住宅地の造成等のために土地
等を譲渡した場合の長期譲渡所得に
係る区民税の課税の特例)

第十一条 略

2 略

3 第一項(前項において準用する
場合を含む。)の場合において、所得
割の納税義務者が、その有する土地
等につき、租税特別措置法第三十三
条から第三十五条まで、第三十六
条の二、第三十六条の五、第三十七
条、第三十七条の四から第三十七
条の七まで又は第三十七条の九の二
から第三十七条の九の四までの規定
の適用を受けると

る紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に
おける品目と同一である喫煙用の紙巻
たばこに係るたばこ税の税率は、第五
十一条及び前項の規定にかかわらず、
当分の間、千本につき千五百六十四
円とする。

3| 略

(優良住宅地の造成等のために土地
等を譲渡した場合の長期譲渡所得に
係る区民税の課税の特例)

第十一条 略

2 略

3 第一項(前項において準用する
場合を含む。)の場合において、所得
割の納税義務者が、その有する土地
等につき、租税特別措置法第三十三
条から第三十五条まで、第三十六
条の二、第三十六条の五から第三十七
条まで、第三十七条の四から第三十七
条の七まで又は第三十七条の九の二
から第三十七条の九の四までの規定
の適用を受けると

きは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第十三条の二 区民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第十八条の二第五項で定める金

きは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第十三条の二 区民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第十八条の二第五項で定める金

額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2 及び 3 略

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）

第十三条の三 平成十六年度から平成二十一年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第十三条第一項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八条の三第五項から第七項までに定めるところにより計算した金額（以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する区民税の所得割の額は、附則第十

額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2 及び 3 略

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）

第十三条の三 平成十六年度から平成二十一年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、附則第十三条第一項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八条の三第五項から第七項までに定めるところにより計算した金額（以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する区民税の所得割の額は、附則第十

三条第一項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第二項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・八に相当する額とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第十四条 略

2）6 略

7 特定株式を平成十二年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（法附則第三十五条の三第八項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の

三条第一項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同条第二項第一号の規定により適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・八に相当する額とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第十四条 略

2）6 略

7 特定株式を平成十二年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（法附則第三十五条の三第八項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の

翌日から引き続き所有していた期間として令附則第十八条の六第三十五項に定める期間が三年を超える場合に限る。）をした場合における附則第十三条第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条の六第三十六項に定めるところにより計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

8 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第十四条の四 略

2 略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第十六条第三項及び第四項の規定は適

翌日から引き続き所有していた期間として令附則第十八条の六第三十五項に定める期間が三年を超える場合に限る。）をした場合における附則第十三条第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条の六第三十六項に定めるところにより計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

8 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例）

第十四条の四 略

2 略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第十六条第三項及び第四項の規定は適

用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第三条の二の二第二項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第五項第一号の規定により読み替えられた第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五（平成二十一年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三）の税率から限度税率を控除して得た率に百分の六十八（同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の二）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第三条の二の二第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三・四（同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の二）の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第三条の二の二第二項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第五項第一号の規定により読み替えられた第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五（平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三）の税率から限度税率を控除して得た率に百分の六十八（同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の二）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第三条の二の二第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三・四（同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の二）の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

(保険料に係る区民税の課税の特例)

第十四条の五 所得割の納税義務者が支払つた又は控除される保険料(租税条約実施特例法第五条の二第一項に規定する保険料をいう。)については、法第三百十四条の二第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 | 第二十四条第四項の規定は、前項の納税義務者(同条第一項又は第三項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	関係条項	適用関係
特別区民税	<p>1 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用期限の延長</p> <p>証券取引所に上場されている株式等を譲渡した場合の当該株式等に係る譲渡所得等に対する税率を 1.8% とする特例の適用期限を 1 年延長し、平成 21 年度までとする。</p>	<p>区税条例 附則第 13 条 の 3 地方税法 附則第 35 条 の 2 の 3</p>	<p>_____</p>
	<p>2 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる特定株式の取得期間の延長</p> <p>特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等を 2 分の 1 とする特例について、特例の対象となる特定株式の取得期間を 2 年間延長し、平成 21 年 3 月 31 日までとする。</p>	<p>区税条例 附則第 14 条 地方税法 附則第 35 条 の 3</p>	<p>_____</p>
	<p>3 条約適用配当等に係る課税の特例の適用期限の延長</p> <p>条約相手国との間で課税上の取扱いの異なる投資事業組合等の事業体を通じて支払を受けた配当等に対する税率の特例の適用期限を 1 年延長し、平成 21 年 3 月 31 日までとする。</p>	<p>区税条例 附則第 14 条 の 4 租税条約実施特例法 第 3 条の 2 の 2</p>	<p>_____</p>
	<p>4 保険料に係る課税の特例の創設</p> <p>区民税の納税義務者が租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払った保険料について、一定の金額を限度として、総所得金額等から控除する。</p>	<p>区税条例 附則第 14 条 の 5 租税条約実施特例法 第 5 条の 3</p>	<p>平成 19 年 4 月 1 日から適用</p>